

納税義務者（代表者）届

令和 年 月 日

唐津市長 様

納税義務者の代表者

住所 _____

フリガナ
氏名 _____ 印

電話番号 _____

固定資産の所有者（納税義務者）が死亡しましたので、相続人協議のうえ、地方税法第343条第2項に規定する現に所有する者、及び固定資産税納税通知書等の受領に関する代表者を次のとおり届け出ます。

（1）台帳上の所有者（死亡者）

氏名	死亡年月日	年	月	日
死亡時の住所				

（2）納税義務者（代表者を含む相続人全員）

氏名	印	続柄	住所	備考
			(電話)	代表者
			(電話)	

※代表者を含む相続人全員がそれぞれ署名、押印して下さい。

納税義務者およびその代表者について

- ◎ 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登録または登録されている方（以下、「台帳上の所有者」といいます。）に課税することになっています。
- ◎ 賦課期日（1月1日）以前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在においてその土地・家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。（地方税法第343条第2項）個人の場合、主に相続人がこれにあたります。
- ◎ 相続人等が複数いる場合は、代表者を選んでいただくことになります。（遺産の分割が完了するまでは相続人全員の共有資産となりますので、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）納税通知書等の固定資産税関係の書類は代表者の方あてにお送りいたします。

記載上の注意と添付書類について

- ◎ 納税義務者の欄には、相続人全員（代表者を含む）の氏名・住所・台帳上の所有者との関係（夫、妻、長男、長女等）を記入してください。
- ◎ **相続放棄をしている人がいる場合**は、相続放棄の申述書の写し（家庭裁判所受理済みのもの）または家庭裁判所調書の写しを添付してください。
- ◎ **遺産分割の協議がお済みの場合**は、遺産分割協議書の写し及び遺産分割協議書に押印した印鑑証明書を添付してください。
- ◎ **包括遺贈等があった場合**は、遺言書の写し（公正証書による遺言書以外は、家庭裁判所の検印済みのもの）を添付してください。

登記簿の名義変更の手続きについて

- ◎ この届出は相続登記が完了するまでの間、課税の適正を図るために提出していただくものであり、所有権を確定するものではありません。

土地・建物登記簿の名義変更については、法務局において手続きが必要となりますのでご注意ください。